

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

生活衛生課

### 【告示】

○ 優良図書の推奨  
○ 有害図書の指定  
○ 救急病院の認定  
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定  
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新  
【公告】  
○ 土地改良区の定款変更の認可  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【人事委員会】

○ 任命権者に委任する競争試験の範囲の一部改正  
（県例規集登載）

人事委員会

### 【選挙管理委員会】

## 目次

担当課（室）

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数  
【内水面漁場管理委員会】

選挙管理委員会

○ 第二百三十九回岡山県内水面漁場管理委員会の開催  
【正誤】

内水面漁場管理委員会

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退の正誤

障害福祉課

◎岡山県規則第八十四号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和三十一年岡山県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六條(一)中「3 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先を記載して配布する書面」を「3 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先を記載して配布する書面」に改正する。

「3 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先を記載して配布する書面」

4 営業を譲り受けたことを証する書面(事業譲受の場合に限る。)

(注)

添付書類の4を添付する場合は、1のクリーニング所の種別、受渡し場、洗場、仕上

場、その他、クリーニング師及びその他の従事者数の欄の記載事項並びに添付書類の1

及び2のうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することが

できる。

第六條(一)中「2 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先を記載して配布する書面」を

「2 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先を記載して配布する書面」に改正する。

3 営業を譲り受けたことを証する書面(事業譲受の場合に限る。)

「2 無店舗取扱店にあつては、4の確認年月日及び確認番号の欄については、記載を要しない。」

「2 無店舗取扱店にあつては、4の確認年月日及び確認番号の欄については、記載を要しない。」

3 添付書類の3を添付する場合は、1の営業区域、業務用車両の構造の概要、クリーニング師、その他の従事者数及び消毒を要する物の取扱いは、有無の欄の記載事項並びに添付書類の1のうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することができる。

記載又は添付を省略することができる。

第六條(一)中「1 戸籍謄本

」を「1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条

第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

」に改正する。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七條一号中「こう記」を「勾配」に、「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、

「2 男女の区分のない施設の場合は、男の欄のみに記入すること。」

「2 男女の区分のない施設の場合は、男の欄のみに記入すること。」

3 添付書類の5を添付する場合は、5、7及び13から17までの欄の記載事項並びに添付書類の2から4まで及び6のうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することができる。

「5 その他知事が必要と認める書類

「5 営業を譲り受けたことを証する書面(事業譲受の場合に限る。)

6 その他知事が必要と認める書類

第七條三号中「1 戸籍謄本

「1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条

第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(美容師法施行細則の一部改正)

第三条 美容師法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七條三号(中)「5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し

「5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し

6 営業を譲り受けたことを証する書面(事業譲受の場合に限る。)

に備考として次のように加える。

(備考) 添付書類の6を添付する場合は、構造及び設備の概要、同一の場所で現に開設され、

又は開設が予定されている理容所、管理美容師の氏名等、美容師の氏名等及びその他の従業者の氏名の欄の記載事項並びに添付書類の1から4までのうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することができる。

様式第五号を次のように定める。

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

様式第5号（第6条関係）

岡山県知事 殿  開設者 住所 （主たる事務所の所在地） <small>ふりがな</small> 氏名 （名称及び代表者の氏名）  美容所従業者届出事項変更届  次のとおり美容所の従業者に係る届出事項に変更がありましたので、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第2項の規定により届け出ます。 届出事項（従業者の雇入又は解雇、氏名の変更等）	年 月 日	従業者の状況	免許所持者( )名 その他( )名 総数( )名	
	印	氏名等	資格	
		住所 氏名	管理美容師 修了証番号 第 号 修了 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	
		氏名	美容所の名称	美容所所在地
		氏名	電話番号	

- (注) 1 該当する文字を○で囲むこと。  
 2 管理美容師を変更する場合は、その者が管理美容師となる資格を有することを証する書類を添付すること。  
 3 美容師を新たに雇い入れる場合は、その者の疾病の有無に関する医師の診断書を添付し、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本を持参すること。  
 4 氏名の変更の場合は、氏名欄に旧姓も( )で書くこと。

様式様式の中 「1 戸籍謄本

」<sup>イ</sup> 「1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条」<sup>ロ</sup> 第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（総務省令で定めるものに限る。）

第4条 旅館業法施行規則（昭和三十二年国土庁令第11号）の1号及びそのほかの号に係るものに限る。

様式様式の中 「岡山県収入証紙ちよう付欄」<sup>イ</sup> 「岡山県収入証紙貼付欄」<sup>ロ</sup>

「3 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）

4 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

」<sup>イ</sup>

5 玄関帳場を設けない旅館・ホテル営業については、旅館業法施行規則第4条の3各号に掲げる基準に適合する設備の内容を明記した書類

「3 消防署長が交付する消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に適合していることを証する書類の写し

4 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）

5 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

」<sup>イ</sup> 同様式に備考として次のように加える。

6 玄関帳場を設けない旅館・ホテル営業については、旅館業法施行規則第4条の3各号に掲げる基準に適合する設備の内容を明記した書類

7 営業を譲り受けたことを証する書類（営業譲受の場合に限る。）

備考 添付書類の7を添付する場合は、営業の種類、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条1項各号に

該当することの有無及び営業施設の構造設備の概要の欄の記載事項並びに添付書類の1、4及び6のうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することができる。

様式様式の中 「1 戸籍謄本

」<sup>イ</sup>

「1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」<sup>ロ</sup>

様式様式の中 「ロ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）」<sup>イ</sup>

「ロ 消防署長が交付する消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に適合していることを証する書類の写し（知事が必要と認める場合に限る。）」<sup>ロ</sup>

」<sup>イ</sup>

ハ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）

（建築師法施行細則の1部改正）

第五条 建築師法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第三十一号）の1部を次のように改正する。

第七條(第三号)中「5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し」を「5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し及び営業を譲り受けたことを証する書面（事業譲受の場合に限る。）」に改める。

に備考として次のように加える。

（備考） 添付書類の6を添付する場合は、構造及び設備の概要、同一の場所で現に開設され、

又は開設が予定されている美容所、管理建築師の氏名等、建築師の氏名等及びその他の従業者の氏名の欄の記載事項並びに添付書類の1から4までのうち、その内容に変更がないものについては、記載又は添付を省略することができる。

様式第五号を次のように改める。



様式第九号中「1 戸籍謄本

」を「1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条に定める。」

第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

一 クリーニング業法施行細則

二 公衆浴場法施行細則

三 美容師法施行細則

四 旅館業法施行細則

五 理容師法施行細則



# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

◎岡山県告示第六百三十三号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和二年十二月八日

番号	図 書 名	著 者	岡 山 県 知 事	伊 原 木	隆 太
			発 行 所	対 象	
1	アルマの名前がながいわけ	フアナ・マルティネスニール 宇野和美 コーリン・アーヴェリス	ゴブリン書房	幼 児	
2	きぼう HOPE	セバスチャン・ペロン ひさやま たいち	評論社	小学生(低)	
3	みんなだいたいじゃないのち 赤ちゃんはどうやってうまれるの？	フランソワーズ・ローラン セバスチャン・シェゾレ 宋 美 玄 長 井 佑 美	汐 文 社	〃 (低)	
4	しあわせなときの地図	フラン・ヌニョ ズザンナ・セレイ	ほるぷ出版	〃 (中)	
5	算数ずかん	宇野和美 鈴木晋一 小川真理子 原田佐和子 森 裕美子 の だ よしこ	あかね書房	〃 (中)	
6	台風の大研究 最強の天気現象のひみつをさぐる	筆保弘徳	PHP研究所	〃 (中)	
7	おやこで話す はじめてのLGBTs	鶴岡そらやす 一 世	日本能率協会マネジメントセンター	〃 (中)	

8 ライラックのワンプーヌ

小川 雅子  
め ば ち

作 絵

ポプラ社

” (高)

9 友だちってなんだろう？ ひとりになる勇氣、人とつながる力

齋藤 孝

著

誠文堂新光社

中 学 生

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

## ◎岡山県告示第六百三十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	封印お宝スキャンダル 2020年12月号 vol. 018	マイウェイ出版
2	〃	実話ナックルズ 12月号	大洋図書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2020年12月号	秋水社
4	〃	週刊実話 ギャ・タブー 12月12日号	日本ジャーナル出版
5	〃	EX特ダネ NG SHOT 第10号	インターネット

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

◎岡山県告示第六百三十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

美作市立大原病院

2 所在地

美作市古町一七七―一九

二 認定年月日

令和二年十二月六日

三 認定の有効期限

令和五年十二月五日

◎岡山県告示第六百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

はばら内科ハートクリニック

倉敷市西阿知町西原一〇七四一

令和二年十二月一日

足高薬局白楽町北店

倉敷市白楽町二五〇

令和二年十二月一日

金光薬局倉敷林店

倉敷市林五二三

令和二年十二月一日

◎岡山県告示第六百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所在地	更新年月日
アイ薬局総社店	総社市中央二―二―一―一	令和二年十月一日
玉島協同病院	倉敷市玉島柏島五二〇九―一	令和二年十二月一日
虹の薬局玉島店	倉敷市玉島柏島五二〇九―一五	令和二年十二月一日
ケンセイ薬局	倉敷市玉島阿賀崎二―一―一五	令和二年十二月一日
スマイル薬局水島南店	倉敷市南畝三―一―三五	令和二年十二月一日

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

(五四三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、  
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝間田土地改良区

二 認可年月日

令和二年十一月三十日

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

〔五四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字兼近一八七―五、一八七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山一八七―一八

赤木 建斗

三 許可番号

岡山県指令建指第二一四号



◎岡山県人事委員会公示第十二号

令和元年岡山県人事委員会公示第十一号（任命権者に委任する競争試験の範囲）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

第一条ただし書中「規則第二十一条、第二十三条及び第三十条から第三十七条までに規定する事項並びに」及び「及び第二十四条第二項の実施計画」を削る。

附 則

この公示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五四八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、一七三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、三〇九	数
高梁市	選挙区	八、四二八	数

令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、七三二	一五、二四九	一三、六四〇	一六、八三〇	三六、一〇〇	一三四、三九八	四六、五〇二	二六、四一〇	四〇、二九七
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、三五〇	一二、七八二	八、一五四	一二、八九六	一二、一七〇	一〇、四七五	一三、七三一	八、二八一

# 令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

## ◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第五号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十九回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和二年十二月八日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

### 一 日時

令和二年十二月十八日（金）

午後二時二十分から

### 二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

### 三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者（副会長）の互選について

第二号議案 令和三年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について

第三号議案 意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

令和2年12月8日 岡山県公報 第12251号

四	行
令和二年 月 日	誤
令和二年十一月二十七日	正

(四一) 令和二年十一月二十七日付け公布岡山県告示第六百十三号(身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退)に誤りがあつた。